

福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、多様な介護人材を確保するため、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を補助することにより介護施設等の負担を軽減することを目的とし、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生※1に対し、学費や生活費などを給付等する介護施設等※2とする。

※1…介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在籍学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等。

- 2 補助金の交付額は、別表1に定める補助金対象経費の基準額の1/3の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税は補助金対象経費としない。
- 4 介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された補助金を返還させるものとし、介護施設等から福島県（以下「県」という）への返還額は、留学生から介護施設等に返還された額の1/3（県から介護施設等へ補助した金額を上限）とする。
- 5 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。
ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。

(申請書の様式等)

第3条 補助金申請書は、福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 その他別に定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 所要額調書（第2号様式）
 - (2) 所要額明細書（第3号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 交付申請者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 交付申請者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障を来さない事業内容の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない補助対象事業費の20%以内の減額の場合
- (2) 別表1の各区分の相互間において、補助金の額に影響を及ぼさない20%以内の経費の配分の変更の場合。

（変更の承認の申請）

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（完了報告）

第8条 補助を受けた事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について代表理事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績額精算書（第7号様式）
- (2) 実績額明細書（第8号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第 10 条 補助金の交付決定の通知を受けた事業者は、補助事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第 12 条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(書類の経由)

第 13 条 補助事業者等が、規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会会長を経由して提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 2 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、令和 4 年 4 月 2 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

事業 区分	補助上限額			補助対象期 間
	経費区分（対象経費）	基準額	補助率	
日 本 語 学 校	・学費※3	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内 ※5
	・居住費などの生活費 ※4	年額 360,000 円以内		
介 護 福 祉 士 養 成 施 設	・学費※3	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学 期間※5 (2 ~ 4 年)
	・入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・介護福祉士試験受験 対策費用	一年度 40,000 円以 内		
	・居住費などの生活費 ※4	年額 360,000 円以内		

※3…「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※4…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えないこととする。

①年額240,000円まで加算

②入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50,000円まで加算

※5…本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。